

財団法人 覚誉会 寄附行為

第一章 総則

【設立】

第一条

本財団は京都市中京区 矢代仁兵衛商店の総支配人たりし 故田中亀太郎（法名徳達院覚誉恩光良猷居士）の遺志に因り其の家督相続人田中正次郎が本寄附行為に依り金五拾万円を寄附して之を設立す

【名称】

第二条

本財団の名称を財団法人覚誉会と称す

【事務所】

第三条

本財団は事務所を京都市中京区室町通御池南入円福寺町参百参拾七番地に置く

第二章 目的及び事業

【目的】

第四条

本財団は国体觀念の涵養、国粹の保存、淳風美俗の育成に貢献し、繊維工業並に染料工業に関する學術の進歩發展に寄与するを以て目的とす

【事業】

第五条

本財団は前条の目的を達する為次の事業を行う

- 一 學術の研究
- 一 学校、学者、研究家に研究費の寄贈
- 一 学生に対する學費の貸与及び給与
- 一 研究又は發明に対し奨励金の交附
- 一 神社寺院の事業に寄附
- 一 徳育教化の施設の設置運営
- 一 其他前条の目的に適合する諸事業

第三章 資産及び会計

【資産の構成】

第六条

本財団の資産は次の通りとす

- 一 設立者の寄附したる金五拾万円
- 一 資産から生じる収入
- 一 事業に伴う収入
- 一 寄附金品
- 一 収益事業より生じる利益金
- 一 其他の収入

【資産の種別】

第七条

本財団の資産を分けて基本財産と運用財産の式種とす

二 基本財産は次に掲げるものを以て組成す

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記したる財産
- 一 基本財産たることを指定して寄附せられたる財産
- 一 理事会で基本財産に繰り入れることを議決したる財産

三 運用財産は次の財産を以て組成す

- 一 基本財産より生ずる収入及び運用財産から生ずる収入
- 一 基本財産たることを指定せずして寄附せられたる財産

【基本財産の管理】

第八条

本財団の基本財産は次の方法により管理するものとす 但理事会の決議を以て特別の管理方法を定むことを得

- 一 銀行預金
- 一 信託預金
- 一 公債 日本銀行に登録することを要す
- 一 社債 保護預けを為すことを要す
- 一 不動産

【基本財産の処分】

第九条

基本財産は譲渡し交換し担保に供し又は運用財産に繰り入れることを得ず 但本財団の目

的遂行上已むなき理由あるときは理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経 且文部科学大臣（以下「主務大臣」という）の承認後 其一部を処分し又は其全部若しくは一部を担保に供することを得

【経費の支弁】

第十条

本財団の経費は運用財産の他基本財産から生ずる収入を以て支弁す

【事業年度】

第十一条

本財団の事業年度は毎年四月壱日に始まり翌年参月参拾壱日を以て終了す

【事業計画及び収支予算】

第十二条

本財団の事業計画及び之に伴う収支予算は理事長之を作成し理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経 毎事業年度開始前に主務大臣に提出するものとす

事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とす

二 前項の規定に拘らず已むなき理由により予算成立なきときは理事長は予算成立の日迄前年度の予算に準じ収入支出することを得

三 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす

【事業報告及び収支決算】

第十三条

本財団の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録及び正味財産増減計算書は理事長が事業年度終了後遅滞なく之を作成し監事の監査を受け理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経 毎事業年度終了後参ヶ月以内に主務大臣に報告したるものとす

この場合に於て資産の総額に変更あるときは弐週間以内に登記し登記簿の謄本を添えるものとす

二 年度末に至り剰余金を生じたるときは之を翌年度に繰越し使用す 但理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経て其の全部若しくは一部を基本財産に編入することを得

【長期借入金】

第十四条

本財団が借入するときは其事業年度の収入を以て償還する短期借入金を除き理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経 且主務大臣に届出るものとす

【新たな義務の負担】

第十五条

第九条但書及び前条の規定に該当する場合並に収支予算で定められるものを除く他新たな義務の負担又は権利の放棄の内重要なものを行うときは理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決及び評議員会の同意を経るものとす

【特別会計】

第十六条

本財団は事業の遂行上必要があるときは理事会の議決を経 特別会計を設けることを得
二 前項の特別会計は第十二条の収支予算及び第十三条の収支決算に計上するものとす

第四章 役員

【役員の数】

第十七条

本財団に次の役員を置く

理事 六名

監事 弐名

但役員は評議員を兼任することを得ず

二 理事中より理事長壹名及び常務理事壹名を定む

三 理事及び監事を以て民法上の理事及び監事とす

【役員を選任】

第十八条

理事及び監事は評議員会に於て選任す

二 理事長及び常務理事は理事会に於て理事の互選により定む

三 理事の内には理事の何れか壹名及び其親族其他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の参分の壹を超ゆることを得ず

四 監事には本財団の理事（其親族其他特殊の関係のある者を含む）及び職員を含むことを得ず 各監事は相互に其親族其他特殊の関係あることを得ず

【役員職務】

第十九条

理事長は本財団を代表し会務を総理す 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたるときは常務理事が其職務を代行す

二 常務理事は理事長を補佐し理事会の議決に基づき日常の会務を処理す 理事長、常務理事共に事故あるときは理事長の指名に依り他の理事其事務を代理す

三 理事は理事会を構成し此の寄附行為に定むものの他本財団の会務に関する事項を議決し執行す

四 監事は此の法人の業務及び財産に関し次の各号に規定する職務を行う

(一) 法人の財産の状況を監査すること

(二) 理事の業務執行の状況を監査すること

(三) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したるときは之を理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すべきものとす

五 前項の報告をする為必要あるときは理事会又は評議員会を招集す

【役員任期】

第二十条

役員任期は参年とす 但再任を妨げず

二 役員任期が事業年度中途に於て満了したるときは其の年度の決算に関する理事会の終結に至る迄其の任期を伸長す

三 補欠により選任されたる役員任期は前任者又は現任者の残任期間とす

四 役員は辞任し又は任期満了後であっても後任者が就任する迄はなお其職務を行うものとす

【役員解任】

第二十一条

役員が次の各号の一に該当するときは理事会及び評議員会に於てそれぞれ理事及び評議員の現在数の四分の参以上の議決を得た後当該役員を解任することを得

(一) 心身の故障の為職務を執行すること得ずと認められるとき

(二) 職務上の義務違反其他役員たるに相応なき行為があると認められるとき

二 前項第二号の規定による解任をする場合に解任を議決する理事会及び評議員会に於て当該役員に弁明する機会を与うるものとす

【役員報酬】

第二十二条

役員は無報酬とす

第五章 顧問

【顧問】

第二十三条

本財団に理事会の議決を以て顧問若干名を置くことを得

二 顧問は本財団の事業の施行に付役員又は評議員に意見を陳ぶることを得

第六章 理事会

【理事会の構成】

第二十四条

本財団に理事会を置く

二 理事会は理事を以て構成す

三 監事は理事会に出席し意見を陳ぶることを得

【理事会の開催及び召集】

第二十五条

理事会は毎年参月及び五月に定期的に之を開催す

二 理事会は次に掲げる場合臨時的に之を開催す

(一) 理事会が必要と認めたるとき

(二) 参分の壹以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(三) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(四) 其他理事長が必要と認めたるとき

三 理事会は理事長之を招集す

四 理事会の議長は理事長とす

五 理事会の招集は日時及び場所並に目的とする事項及び其内容を記載した書面を以て壹週間前迄に理事に通知するものとする

六 第二項第二号又は第三号の請求あるとき理事長は臨時理事会を其請求ありたる日から参拾日以内に召集するものとする

【理事会の定数及び議決方法】

第二十六条

理事会は理事現在数の四分の参以上の出席するにあらざれば会議を開催することを得ず

二 理事会の議事はこの寄附行為に別に定むものの他理事現在数の四分の参以上の同意を以て議決す

三 前二項の規定に拘らず第二十一条の議決にあたっては当該役員は定足数に之を算入せず又議決権を行使することを得ず

【理事会の機能】

第二十七条

理事会の議決事項は本寄附行為に別段の定ある場合を除きなお次の如し

- 一 第五条の事業の施行に関する事項
- 一 法人の所有する株式が贈与等によって取得した場合には贈与等を行いたる者又は其親族が会社役員になりたる会社の株式又は出資である場合、其の株式又は出資に係る議決権の行使に関する事項
- 一 財産の管理及び処分に関する事項
- 一 予算及び決算に関する事項
- 一 借入金（其の事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く）其他新たなる義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- 一 公益を目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- 一 其他重要な事項

【理事会の書面表決等】

第二十八条

已むなき理由に依り理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面を以て表決することを得

- 二 前項の書面による表決者は出席した理事とみなす

【理事会の議事録】

第二十九条

理事会の議事については議事録を作成するものとする

- 二 議事録には次の事項を記載し議長及び出席した理事各名以上が署名押印するものとする
 - 一 会議の日時及び場所
 - 一 理事の現在員数
 - 一 会議に出席した理事数及び氏名（書面表決者を含む）
 - 一 審議議決事項
 - 一 議事の経過の概要及び其結果
 - 一 議事録署名人の選任に関する事項

第七章 評議員及び評議員会

【評議員】

第三十条

本財団に評議員を置く

二 評議員は拾弐名とす

【評議員の任命及び選任】

第三十一条

評議員は理事会が選出し理事長が任命す

二 評議員の内には役員の内は役員の何れか壱名と親族其他特殊の関係のある者の数又は評議員の内は役員の何れか壱名及び其親族其他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の参分の壱を超ゆることを得ず

三 評議員は役員を兼任することを得ず

【評議員の任期】

第三十二条

評議員の任期は弐年とす 但再任を妨げず

二 評議員には第二十条第二項乃至第四項並に第二十二條の規定を準用す この場合「役員」とあるはそれぞれ「評議員」と読み替えるものとす 又「理事会」とあるは「評議員会」と読み替えるものとす

【評議員の解囑】

第三十三条

評議員が次の各号の一に該当するときは理事会及び評議員会に於てそれぞれ理事及び評議員の現在数の四分の参以上の議決を得た後当該評議員を解囑することを得

(一) 心身の故障の爲職務を執行すること得ずと認められるとき

(二) 職務上の義務違反其他評議員たるに相応なき行為があると認められるとき

二 前項第二号の規定による解囑をする場合に解囑を議決する理事会及び評議員会に於て当該評議員に弁明する機会を与うるものとす

【評議員会の構成及び機能】

第三十四条

本財団に評議員会を置く

二 評議員会は評議員を以て構成す

三 評議員会はこの寄附行為で別に定むるもの其他本財団の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じて審議し又は意見を具申す

【評議員会の招集及び議長】

第三十五条

評議員会は理事長が招集す

二 評議員会の議長は評議員会で互選す

三 役員は評議員会に出席して意見を陳ぶることを得

四 評議員会には第二十五条第一項及び第二項並に第二十六条、第二十八条の規定は評議員について之を準用す この場合「理事会」及び「理事」とあるはそれぞれ「評議員会」「評議員」と読み替えるものとする

五 前各項に定むるものの他評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定む

第八章 寄附行為の変更及び解散

【寄附行為の変更】

第三十六条

この寄附行為は評議員会に於て評議員現在数の四分の参以上の議決を経 理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決を得 且主務大臣の認可を受けて変更することを得

【解散及び残余財産の処分】

第三十七条

本財団は民法第六十八条第一項第二号から第四号迄の規定により解散す 但同条第一項第二号により解散する場合は評議員会に於て評議員現在数の全員の議決を経 理事会に於て理事現在数の全員の議決を得 且主務大臣の許可を受けて解散することを得

二 解散のときに存する残余財産は評議員会に於て評議員現在数の四分の参以上の議決を経 理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決を得 且主務大臣の認可を受け国、地方公共団体、宗教法人、其他本財団の目的に類似する公共団体に寄附するものとする

第九章 事務局及び職員

【事務局及び職員】

第三十八条

本財団に事務局を置く

二 事務局に事務局長及び所要の職員を置く

三 本財団は徳育教化施設「キャンピング指月林」を運営する為必要な職員を置く

四 事務局長及び職員は理事長が任免す

五 事務局長及び職員は有給と無給の二種とする

第十章 学術研究員

【学術研究員】

第三十九条

本財団は覚覧会繊維染色研究所に学術研究員を置く

二 学術研究員は理事長が任命す

三 学術研究員は研究上又は職務上知り得た成果や情報につき理事長の許可なく他に漏洩することを禁ず

四 学術研究員に職務上の義務違反其他学術研究員として相応なき行為あると認められるとき理事会の議決を経 解任することを得

五 学術研究員は有給と無給の二種とす

第十一章 補 則

【備付け書類及び帳簿】

第四十条

本財団は事務所に次の書類及び帳簿を備うるものとする 但他の法令により之らに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りにあらず

(一) 寄附行為

(二) 役員及び評議員、顧問名簿及び履歴書

(三) 財産目録

(四) 資産台帳及び負債台帳

(五) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(六) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(七) 官公署往復書類

(八) 収支予算書及び事業計画書

(九) 収支計算書及び事業報告書

(十) 貸借対照表

(十一) 正味財産増減計算書

(十二) 其他必要な書類及び帳簿

二 前項第一号から第四号迄の書類、同項第六号の書類及び同項第八号から第十号迄の書類は永年、同項第五号の帳簿及び書類は十年以上 同項第七号及び第十二号の書類及び帳簿は十年以上保存するものとする

三 第一項第一号及び第三号の書類、同項第八号から第十号迄の書類並に役員名簿は之を一般の閲覧に供するものとする

【株式の議決権行使】

第四十一条

基本財産に組み入れられた株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使に当たっては理事会に於て理事現在数の四分の参以上の議決を得るものとす

- 一 配当の受領
- 一 無償新株式の受領
- 一 株主割当増資への応募
- 一 株主宛配布書類の受領

【寄附行為の施行細則】

第四十二条

この寄附行為の実施に関し必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得理事長が之を定む

【設立当初の役員】

第四十三条

本財団の設立当初の役員たるべき者次の如し

京都市中京区室町通二条南入
蛸薬師町貳百七拾壹番地
会 長 矢 代 仁 兵 衛 (故人)

京都市中京区新町通二条南入頭町拾番地
常任理事 井 上 芳 太 郎 (故人)

京都市左京区田中高原町拾八番地
理 事 村 上 宇 一 (故人)

京都市上京区新烏丸通丸太町下ル
信富町参百貳拾四番地
理 事 出 雲 路 通 次 郎 (故人)

京都市中京区新町通竹屋町南入
弁財天町貳百九拾四番地
監 事 小 田 垣 喜 太 郎 (故人)

京都市中京区衣棚通二条上ル
堅大恩寺町七百四拾九番地

監 事 田 中 正 次 郎 (故人)

京都市上京区新町通下立売下ル

春帯町参百参拾参番地ノ壹

京都府学務部長

評議員 北 里 善 従 (故人)

京都市中京区堺町通御池下ル

丸木材木町六百七拾八番地

評議員 中 村 清 次 郎 (故人)

京都市上京区一条通智恵光院東入

鏡石町拾九番地

評議員 八 島 巴 之 助 (故人)

京都市中京区新シ町通御池下ル

大文字町貳百参拾参番地

評議員 小 倉 太 三 郎 (故人)

京都市上京区衣笠大祓町貳拾六番地

評議員 田中留吉 (故人)

(昭和五十七年六月三十日記)

附 則 (平成十七年五月二十七日)

この寄附行為の改正規定は、主務大臣の認可のあった後、平成十八年四月一日より施行する。